

那須烏山市ひとり親家庭医療費助成制度について



ひとり親家庭の親と子が、病気やケガで健康保険が適用になる診療を受けた場合、支払った医療費（窓口で掛かった自己負担分）の一部を市が助成する制度です。

※ 健康保険適用外のもの、入院時食事療養費は 助成対象外 です。



【助成対象期間】

＊児童が18歳到達後最初の3月31日まで

- ひとり親家庭の親と子が、病気やケガで健康保険適用の診療を受けた場合、窓口で費用を支払った後に市ひとり親家庭医療費助成申請をすることで、掛かった医療費のうち **1 医療機関等ごとに月額 500 円を差し引いた額**（薬局は全額）を助成します。〔償還払い方式〕

（お願い） お子様は「こども医療費助成資格者証」をご利用ください。

【申請方法】

＊医療機関等の窓口で自己負担分をお支払いください。

- 【受診者の氏名】【保険点数または総医療費】【負担割合】【診療科目】【入院・外来の別】が書かれた医療費領収書を、ひとり親家庭医療費助成申請書に添付してください。

※ ひとり親家庭医療費助成申請書は、保健福祉センター こども課窓口にあります。

※ 健康診査、予防接種、証明書などの文書料の保険診療の対象外については、助成できません。

※ 高額療養費・付加給付に該当する場合は、上記の他に添付書類が必要になります。

＊医療費助成申請書を 保健福祉センター こども課 に提出してください。

- 申請期間 受診した月の翌月 1 日から 1 年以内（診療月の翌年の同月末日まで）に申請してください。申請書は、なるべく診療を受けた月の翌月以降に提出してください。

※ 郵送でも申請できます。（郵送の場合は、消印日が受付日となります。）

※ 申請期間を過ぎた後は、助成することができませんので、必ず期間内に申請をしてください。

（例えば…令和 1 年 5 月に受診した分は、令和 1 年 6 月 1 日～ 令和 2 年 5 月末日まで申請できます。）

＊登録した金融機関口座へ助成金が振り込まれます。

- 振込金額は、通帳等でご確認ください。毎月 10 日までに提出されたものを月末に支払います。

※ 振込先は、受給資格者名義の口座のみです。

※ 振込日が土日祝日の場合は、その直前の平日になります。

※ 支払通知・明細等は発送いたしませんので、通帳の記帳により入金の確認をお願いします。



【医療費助成申請書記入の注意点】

※医療機関及び受診者別に1枚ずつ記入してください。

申請者記入欄

※「ひとり親家庭医療費受給資格者証」に記載されている【受給者番号】を忘れずに記入してください。

※その他の注意事項

- 医療機関へ証明依頼するときは、申請者記入欄を記入してから、診療翌月の10日以降に依頼してください。
(手数料がかかる場合もあります。※証明手数料は助成対象外です。)
- 郵送する際は、記入・印鑑、連絡の取れる電話番号を記入してください。
 - 領収書は、必ず原本を同封してください。
 - 領収書の返却を希望される方は、その旨を書き添えてください。
- 医療費助成を受けたものは、確定申告の際の「医療費控除」の対象になりません。

【添付する領収書の例】

※医療機関等により様式は異なります。



※【患者の氏名】【保険点数または総医療費】【負担割合】【診療科目】【入院・外来の別】が明記された医療費領収書

悪い例



※レシートや支払った金額しかわからない領収書は証明になりません。

その他、ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

【問合せ先】

那須烏山市役所 こども課 相談グループ

〒321-0526 那須烏山市田野倉85-1 保健福祉センター内

TEL 0287-88-7116 FAX 0287-88-6069

